

職業的監査人の監査業務における 注意義務の内容と責任

上 野 真 二

目 次

1. はじめに
2. 職業的監査人の現行法上の責任
3. 職業的監査人の監査業務における注意義務の内容と責任
4. おわりに

1. はじめに

今日、職業的監査人⁽¹⁾による監査業務は、わが国における健全な資本市場の実現や適正な経済活動の実現に必要な存在となっているが、被監査会社が提出するすべての財務書類が正確に作成されるわけではなく、また、職業的監査人の監査によっても財務書類に潜在するすべての重要な虚偽記載が明らかにされるわけではない。

被監査会社は、さまざまな事情によって、重要な虚偽記載を含む財務書類を作成することがあり得るが、かかる財務書類について職業的監査人が無限定適正意見を表明すると、重要な虚偽記載を含む財務書類が、被監査会社を取り巻く利害関係者の投資意思決定及び取引等の判断材料として利用され、その結果、かかる利害関係者が不測の損害を被ることになり得る。わが国においても被監査会社の株主らが、監査法人や被監査会社に対して損害賠償を

(1) 「職業的監査人」には、公認会計士及び監査法人が含まれるが、以下では、特に断らない限り、「職業的監査人」を用いる。

求めるケースが増加しており⁽²⁾、これら一連の事件における裁判では、職業的監査人が監査業務を実施した当時の監査水準を基準として、事後的に、当該監査業務につき、「注意義務違反」を判定し、法的責任を問えるか否か、が争われている。

民事責任、すなわち民事上の損害賠償責任については、被監査会社に対する責任（債務不履行責任または任務懈怠責任）と監査報告の利用者である株主・投資家等の第三者に対する責任とがあるが、職業的監査人の被監査会社に対する過失責任及び第三者に対する過失責任、そのいずれもが、職業的監査人の任務懈怠を要件とするものである。ここに任務懈怠とは、具体的な法律または定款の規定に違反した場合はもちろんのこと、職業的監査人が会社との委任関係に基づいて負担する一般的な善管注意義務（会社法330条・民法644条）に違反した場合も含めて、法令または定款に違反した場合に認められると解されるが、その内容は極めて抽象的である。

それゆえ、職業的監査人の注意義務違反の判断については、いかなる基準によりされるべきかが慎重に検討されなければならない。もっとも、職業的監査人が財務書類について重要な虚偽記載が存在することを認識していながら、あえて無限定適正意見を表明した結果、分配可能額を超える剰余金の配当を生じさせたような場合には、いわば故意により善管注意義務に違反したことにより会社に損害を与えたことが明らかであるから、被監査会社及び第

(2) 職業的監査人の責任が問題となった判例として、ライブドア事件（東京地判平成21年5月21日、判時2047号36ページ）、株式会社キムラヤ事件（東京地判平成19年11月28日、金融法務事情1835号39ページ）、株式会社上毛新聞社事件（東京地判平成19年5月23日、金融・商事1275号48ページ）、インター・エクスプレス社事件（大阪地判平成18年2月23日、判時1939号149ページ）、山一証券事件（大阪地判平成17年2月24日、判時1931号152ページ）、日本債権信用事件（大阪地判平成16年5月25日、判時1863号115ページ）、阪急電鉄社事件（大阪地判平成15年10月15日、金融・商事1178号19ページ）、凸版印刷社事件（東京地判平成15年4月14日、判時1826号97ページ）、ヤオハンジャパン社事件（静岡地判平成11年3月31日、資料版商事法務187号216ページ）、朝日生命保険相互会社等事件（東京地判平成11年3月30日・判時1700号50ページ）、日本コッパース社事件（東京地判平成3年3月19日・判タ760号127ページ、東京高判平成7年9月28日・判時1552号128ページ）等がある。

三者に対して過失責任が生じることは明らかである。

他方、職業的監査人が、財務書類につき、会社の取締役（執行役）や使用人の不正により生じた重要な虚偽記載を看過して適正意見を表明した場合において、職業的監査人の過失責任を判断することは決して容易ではない。

職業的監査人は、監査及び会計の専門家としてどのような監査を実施すべきなのか、とりわけ、どのような決算監査ないし財務諸表監査を実施すれば職業的監査人として監査契約上の義務を果たしたことになるのか、それは、厳格な職業倫理をふまえつつ被監査会社から報酬を得て活動する職業専門家にとってきわめて重要な問題である。

本稿は、有価証券報告書の虚偽の監査業務に関与した職業的監査人に対する公判裁判例⁽³⁾をもとに、職業的監査人が重要な虚偽記載を含む財務書類に対して無限定適正意見を表明した場合に、いかなる損害賠償責任を負うのか、その法的根拠を明らかにするとともに、職業的監査人が負う善管注意義務の内容を明らかにするものである。それを踏まえたうえで、職業的監査人の過失責任の有無の判断、すなわち、職業的監査人として注意義務を尽くしたか否かの判断方法につき、考察することとする⁽⁴⁾。

(3) 大阪地判平成 20 年 4 月 18 日（判時 2007 号 104 ページ）。

(4) 職業的監査人の責任について論じた文献として、龍田節「有限会社の任意監査人の責任」商事法務 1249 号 53 頁、倉澤康一郎「監査人に対する社会的期待とその責任」月刊監査役 291 号 4 頁、片木晴彦「会社不正と監査人の責任（上）」商事法務 1284 号 2 頁、山村忠平「有限会社の任意監査人の責任」金融・商事判例 873 号 46 頁、近藤光男「会計監査人の会社に対する責任」判時 1400 号 180 頁、崎田直次「財務諸表監査において適正意見を述べた監査人が負うべき会社従業員の不正行為による会社の損害についての責任」私法判例リマークス 1992 年（上）118 頁、石山卓磨「有限会社の任意監査人に監査契約不履行による損害賠償責任が認められた事例」法律のひろば 45 巻 6 号 74 頁、加美和照「有限会社の任意監査人の責任」ジュリ 1078 号 97 頁、弥永真生「任意監査人の責任」ジュリ 1078 号 115 頁、居林次雄「会計監査人の法的責任」富大経済論集 37 巻 3 号 1 頁、檜田信男「不正への監査人の対応」商学論集〔中央大学〕33 巻 2・3 号 251 頁、龍田節「任意監査と監査人の責任」商事法務 1411 号 54 頁、西山芳喜「会計監査人の責任」沢野直樹・高田桂一・森淳二郎編『企業ビジネスと責任』法律文化社 1999 年 11 月 82 頁、石山卓磨「会計専門家の法的責任」判例タイムズ 917 号 148 頁、根田正樹「公認会計士の責任」、川井健＝塩崎勤編「新・裁判実務体系 8 専門家責任訴訟法」（青林書院、2004）98 ページ、片木晴彦「会社不正と監査人の責任（上）」

2. 職業的監査人の現行法上の責任

以下では、職業的監査人の現行法上の責任について、被監査会社に対する責任と第三者に対する責任とに分けて概観する。なお、会社法及び金融商品取引法は、監査法人の社員に対する直接的な損害賠償責任を定めていないため、ここでは言及しない。

(1) 会社法上の責任

会社法は、被監査会社が作成する計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類（以下、「計算書類等」という）等につき、その信頼性を担保するために、大会社及び委員会設置会社については、会計監査人の設置を義務付け（会社法328条・337条）、さらに、被監査会社が作成した計算書類等は、会計監査人による監査を受けることを強制している（同法396条）。

(a) 監査法人の被監査会社に対する責任

被監査会社との間で締結される監査契約は、旧来より被監査会社からの監査業務の委託として捉え、双方の間で締結される準委任契約として（民法656条）⁽⁵⁾、監査法人と被監査会社との関係は、委任に関する規定に従う（会社法330条）。このため、監査契約に特段の定めがない限り、監査法人は被監査会社に対して善管注意義務を負い（民法644条）、仮に監査人としての当該注意義務に違反して監査業務を行ったと認められる場合には、被監査会社に

(下) 商事1284号(1992)2ページ・1285号(1992)65ページ、志谷匡史「公認会計士の任務懈怠とその責任—主要判例を素材に」監査役524号(2007)18ページ、弥永真生「不正発見と会計監査人(上)(下)」ジュリ1115(1997)92ページ・1116号(1997)72ページ、畑知成「公認会計士の監査証明業務に関する損害賠償責任について」NBL879号(2008)46ページ、松本祥尚「公認会計士の任務と責任」ジュリ1235号(2002)39ページ、石山卓磨「重要事項につき虚偽記載のある有価証券報告書が作成・提出された場合の役員等の責任—ライブドア株式一般投資家訴訟(東京地裁平成21年5月21日判決)」月刊税務事例42号63ページ、町田行人「監査法人及びその社員の民事責任—ライブドア事件判決(東京地裁平成21年5月21日判決)の衝撃—」会計監査ジャーナル22巻1号26ページ、等がある。

(5) 大隅健一郎・今井宏『会社法論中巻(第3版)』325ページ(有斐閣、1992)。

対して損害賠償責任を負う（会社法423条1項）。

任務懈怠の立証責任は被監査会社側にあり、監査法人が、監査業務に故意・過失のなかったこと、すなわち、監査及び会計の専門家として注意を怠らなかつたことを立証すれば責任を免れ得る。

平成17年の会社法改正により、職業的監査人が株主代表訴訟の対象となったが（同法847条）、これは、取締役等と同様に、職業的監査人が会社経営陣の意向に左右され、被監査会社とその責任の追及を怠って、株主の利益が害される恐れがあるからだとされる⁽⁶⁾。

職業的監査人の責任は、総株主の同意があれば免除することができる（同法424条）。職業的監査人が善意で重過失がない場合には、社外取締役、監査役及び会計参与の場合と同様に、職務の対価として受け取る報酬の2年分を限度として、それを超える部分の責任を株主総会の特別決議、取締役・取締役会の決定または責任限定契約により免除することができる（同法425条～427条、会社法施行規則113条・114条）。

なお、監査法人の使用する履行補助者に過失があった場合、その過失も監査法人の過失とみなされ、監査法人が責任を負うことになる⁽⁷⁾。

（b） 監査法人の第三者に対する責任

先述のように、被監査会社と監査法人とは、準委任契約の関係にあり、監査法人は、善管注意義務を負うが、第三者との間には直接的な法律関係はないため、本来、民法の不法行為の要件を満たさない限り、損害賠償責任を負わない。

しかしながら、監査法人による監査業務の重要性、すなわち監査業務が適正に実施されない場合、第三者に計り知れない影響を与える可能性があり、第三者を保護することは極めて重要な意味を持つことから、かかる扱いがなされている⁽⁸⁾。

(6) 弥永真生『リーガルマインド会社法（11版）』269ページ（有斐閣、2006）。

(7) 江頭憲治郎『株式会社法』548-549ページ（有斐閣、2006）、上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(6)』（龍田節）572-573ページ（有斐閣、1987）、藤原俊雄「会計監査人の責任」監査役537号、65ページ。

監査法人が、その職務を行うについて、悪意または重大な過失によって第三者に損害を与えた場合、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う（会社法429条1項）。さらに、監査法人が、会計監査報告に記載し、または記録すべき重要な事項について、虚偽の記載または記録をしたときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、監査法人が、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに臨時計算書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載または記録をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない（同条2項）。これは、立証責任を転換することによって、計算書類等の正確性を担保するという趣旨である。

なお、監査法人の使用する履行補助者に過失があった場合、その過失も監査法人の過失とみなされ、監査法人が責任を負う。この点に関数する立証責任は監査法人が負う。監査法人が責任を負うのは、監査報告の重要記載と相当因果関係にある第三者の損害であり、この点に関する立証責任は第三者が負う。

（2）金融商品取引上の責任

金融商品取引法によれば、上場企業等が作成する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるものについては、公認会計士または監査法人による監査証明を受けなければならない（金融商品取引法193条の2第1項）。有価証券届出書の重要な事項について、虚偽記載があり、または記載すべき重要な事項もしくは誤解を生じないために必要な事実の記載が欠けているとき、公認会計士または監査法人が、監査証明において当該監査証明に係る書類について、記載が虚偽であり、または欠けているものを虚偽でなくまたは欠けていないものとして証明した公認会計士や監査法人は、その証明をしたことにつき、故意または過失がなかったことを反証しない限り、募集または売出しに応じて有価証券を取得した者に対して、記載

(8) 龍田・前掲（注7）575ページ。

が虚偽でありまたは欠けていることにより生じた損害賠償責任を負う（同法24条の4、21条1項3号・2項2号）。

当該記載が虚偽であり、又は欠けていることを知らないで、当該有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者に対し、記載が虚偽であり、または欠けていることにより生じた損害賠償責任を負う（同法22条）。

有価証券報告書に重要な事項について虚偽の記載があり、または記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合も、監査証明をした公認会計士や監査法人は、当該有価証券報告書の提出者が発行者である有価証券を取得した者に対して損害賠償責任を負う（同法24条の4）。

（3） 民法上の責任

（a） 監査法人の被監査会社に対する責任

監査法人が監査人として被監査会社の監査業務を行う場合、被監査会社との間で監査契約を締結する。監査法人は当該監査契約に基づいて監査業務を行うことになる。監査契約の法的性質は準委任契約（民法656条）であり、したがって、監査法人は、被監査会社に対して善管注意義務を負い（同法644条）、当該注意義務に違反して監査業務を行ったと認められる場合には、被監査会社に対して任務懈怠の損害賠償責任を負うことになる。この債務不履行責任の有無の判断に際しては、債務者である監査法人において帰責事由の不存在についての立証責任を負うものの、その前提となる善管注意義務を特定し、同義務に違反する事実を立証する責任は被監査会社が負うものと解されるため、責任追及は必ずしも容易ではない。

（b） 監査法人の第三者に対する責任

民法上、故意又は過失により他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した場合には、これによって生じた損害を賠償する責任を負う（709条）ことから、監査法人は、第三者に対して責任を負うことがある。

(c) 監査法人の社員の責任

監査法人の社員に不法行為責任の要件を満たす行為があった場合には、当該不法行為によって生じた損害につき、責任を負うことがある（709条、719条）。

(4) 公認会計士法上の責任

公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、懲戒処分をすることができる（30条1項）。

他方、監査法人が虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合において、当該証明に係る業務を執行した社員である公認会計士に故意又は相当の注意を怠った事実があるときは、当該公認会計士について内閣総理大臣は、懲戒処分をすることができる（同条2項）。

なお、監査法人の社員の責任については、当該法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯してその弁済の責任を負い（34条の10の6）、監査法人の財産に対する強制執行が奏功しなかつたときも、同様である（同条10の6第2項）。なお、社員が、監査法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、責任を負わない（34条の10の6第3項）とし、監査法人の債務につき、無限連帯責任を規定している。

ただし、定款において社員の全部を有限責任社員とする監査法人、すなわち有限責任監査法人の社員については、その出資の価額（既に有限責任監査法人に対し履行した出資の価額を除く。）を限度として、有限責任監査法人の債務を弁済する責任を負い（34条の10の6第7項）、また、指定有限責任社員は、指定証明に関し被監査会社等に対して負担することとなった無限責任監査法人の債務をその無限責任監査法人の財産をもつて完済することができないときは、連帯してその弁済の責任を負う（34条の10の6第4項）とされ、原則として無限連帯責任を負わない。

3. 職業的監査人の監査業務における注意義務の内容と責任

(1) 会計監査の目的

財務書類の虚偽記載が原因で職業的監査人が損害賠償請求訴訟を提起された際に問題となるのが、会計監査の目的である。

本来、会計監査の目的は、財務書類の適法性又は適正性について、職業的監査人が、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査手続を実施し、被監査会社の財務書類が法令及び定款に従い、被監査会社の状況を正しく示しているか否かについての意見を表明することにある。したがって、被監査会社の不正の発見は、財務書類に虚偽の記載があると疑義がある場合に監査対象となるものであり、それ自体は副次的な目的であるといえなくもない。

しかしながら、監査基準や監査基準委員会報告書において、職業的監査人に対して一般的に要求される職務として、被監査会社の監査上の危険を正確に検証し、財務書類に不自然な兆候が現れた場合は、不正のおそれも視野に入れて、監査を行うべき旨規定されており、さらに、平成3年の監査基準の改正により、リスク・アプローチが導入されたことから、少なくとも法定監査においては、被監査会社の不正（粉飾決算）の発見を視野に入れた監査が要請されるようになった。

会計監査の目的は、職業的監査人が監査証拠によって形成した心証に基づき、監査意見を表明することにある。それゆえ、監査意見によって財務書類に不正のないことが絶対的に保証されるものではない。しかしながら、職業的監査人が、監査上の危険性を的確に把握した上で、監査手続を尽くして、財務書類を適法かつ適正なものとして監査意見を表明することで、財務書類に不正や誤謬のないことにつき合理的な保証がなされたことになるため、監査手続が不十分であることが原因で、重要な虚偽記載が発見できず、結果的に合理的でない保証となった場合には、職業的監査人による監査手続は十分とはいえず、監査の主目的が不正の発見ではないとしても、そのことをもつ

て職業的監査人が責任を免れ得るものではない。

(2) 「一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行」と監査手続

監査業務における職業的監査人の債務不履行責任は、結果責任（無過失責任）ではない。つまり、重要な虚偽記載を含んだ被監査会社の財務書類に対して無限定適正意見を表明したとしても、職業的監査人が無条件に責任を負うわけではない⁽⁹⁾。

職業的監査人の責任は、単に表示の過誤に係る問題ではなく、監査手続上の任務懈怠を基礎とする問題である。その意味では、無過失（結果）の責任ではなく、過失に基づく責任、つまり過失責任の問題である。つまり、職業的監査人に対して損害賠償責任を認めるには、個々の監査契約によって負担した注意義務に違反して監査業務を行ったという事実が立証されなければならない⁽¹⁰⁾。

ところで、実際に職業的監査人に過失責任が認められるためには、過失の認定のほか、損害の発生、加害行為ないし任務懈怠と損害の発生との間の相当因果関係の認定等の所定の「要件」を充たす必要があるが、職業的監査人による過失責任を認定する際の中核的な要件となる善管注意義務の内容を明らかにする必要がある。

この点、金融商品取引法に基づく監査手続は、「一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行」に基づいた監査手続を実施しなければならない（金融商品取引法193条の2第1項・4項、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令3条2項）とされる。企業会計審議会により公表された監査に関する基準（以下「監査基準」という）は、監査実務の中に慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められたところを帰納要約した原則であるため、「一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行」に該当する（監査証明令3条3項）。このことから、職業的監査人は、企業会計審議会の定めた監査基準に従って監査手続を実施しなければならないこと

(9) 畑・前掲（注4）49ページ。

(10) 畑・前掲（注4）49ページ。

になる。この他、企業会計審議会の定めた監査基準を、さらに具体化した日本公認会計士協会の定めた監査実務指針（監査基準報告書）も、「一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行」に含まれる⁽¹¹⁾。その他、実際の監査を行うに当たって一般に公正妥当と認められる監査慣行が存在すれば、当該慣行も「一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行」に含まれよう。

他方、会社法に基づく監査は、かかる規定がないものの、金融商品取引法の監査と会社法の監査とでは、特段異なる監査手続が要求されるわけではなく、監査基準に準拠した監査を実施すれば良いとされる⁽¹²⁾。

したがって、金融商品取引法及び会社法に基づく監査においては、かかる「一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行」に依拠した監査手続が、職業的監査人に課された注意義務の内容であり、かかる基準及び慣行に依拠して監査手続を実施したと評価されれば、被監査会社との監査契約によって負担した善管注意義務を尽くしたことになる。仮に、職業的監査人が虚偽記載等のある財務書類について適正・適法意見を表明したとしても、かかる基準や慣行に依拠して監査契約上義務となる監査手続を実施したのであれば、職業的監査人の注意義務違反が問われることはない⁽¹³⁾。他方、職業的監査人が、かかる基準及び慣行に依拠しないで監査手続を実施した結果、重要な虚偽記載を看過することとなった場合には、善管注意義務違反の問題が発生することになる。

（3） 監査手続における注意義務の内容

金融商品取引法及び会社法に基づく監査において、かかる企業会計審議会の定めた監査に関する基準、日本公認会計士協会の定めた監査実務指針（監

(11) 平成 14 年改訂の監査基準前文では、「日本公認会計士協会の指針と一体となって一般に公正妥当と認められる監査の基準を形成する」としている。

(12) 龍田・前掲（注 8）578 ページ、田澤元章「粉飾決算を看過した会計監査人の対第三者責任—商法特例法 10 条但書の適用を認めた事例—」ジュリ 1396 号（2010）165 ページ。

(13) 畑・前掲（注 4）50 ページ。

査基準報告書)、その他、実際の監査を行うに当たって一般に公正妥当と認められる監査慣行、等に従って監査を実施するだけで、職業的監査人は、善管注意義務を尽くしたことになるのだろうか。というのも、監査基準や監査実務指針は、一般的な原理原則であるために、その内容は非常に抽象的であり、特定の被監査会社に対する個別的な監査手続を完全に示すものではなく、職業的監査人の裁量的判断による監査手続の選択の余地を認めているからである⁽¹⁴⁾。

この点、学説上は、無過失が立証されるための要件として、監査基準・同実施準則に基づく監査を実施し、それを監査調書に記載していれば無過失が証明されるという説⁽¹⁵⁾と、監査基準・同実施準則のほかに、これを具体化した公認会計士協会の実務指針に基づく監査が実施されない限り、無過失が証明されたとはいえないとする説⁽¹⁶⁾とがあるが、後者が通説とされる⁽¹⁷⁾。

企業会計審議会により公表された監査基準は、「監査実務の中に慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められたところを帰納要約した原則である。」それは、多種多様な被監査会社の特性から、個別・具体的に被監査会社に対応するよう規定することは適当ではなく、敢えて抽象的に一定の原理原則を示し、具体的な監査手続については、被監査会社の実情に応じた職業的監査人の裁量的判断に委ねることになっている⁽¹⁸⁾。

職業的監査人が実施すべき具体的な監査手続は、画一的に定まるものではなく、職業的監査人が判断した危険の程度に応じて、取捨選択される。したがって、監査計画において選択された監査手続は、監査上の危険を一定水準

(14) 田澤・前掲(注11)165ページ、畑・前掲(注4)51ページ。

(15) 河本一郎＝神崎克郎『問答式改正証券取引法の解説』(中央経済社、1971年)111ページ、商事法務研究会編『改正証券取引法の解説』(商事法務研究会、1971年)69ページ、岸田雅雄「監査法人の責任が否定された事例」判例時報576号202ページ、藤原俊雄「会計監査人の民事責任」月刊監査役537号80ページ。

(16) 根田正樹「公認会計士の責任」(新裁判実務大系8巻)100ページ、小川宏嗣「会計監査人の法的責任」(新裁判実務大系11巻)183ページ、岸田・前掲(注3)202ページ、藤原・前掲(注3)80ページ。

(17) 龍田・前掲(注8)578ページ、田澤・前掲(注11)165ページ。

(18) 田澤・前掲(注11)165ページ、畑・前掲(注4)50-51ページ。

以下に抑えつつ、監査の実施過程において、その状況に応じて臨機応変に変更されなければならない。とりわけ、被監査会社の不正の兆候を発見した場合には、その嫌疑を払拭するに足りる監査手続を追加しなければならない。また、得られた監査証拠の証明力についても、職業的監査人の専門的判断によって評価されなければならない。この監査手続の設定・実施に際しては、虚偽記載が存在する可能性についても、十分に考慮する必要がある。

以上のように、職業的監査人が注意義務を尽くしたか否かの判断基準となる「一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行」は、一般的包括的な内容で、その抽象さゆえに、特定の被監査会社に該当する個別具体的な監査手続を見出すことは困難であり、職業的監査人が行った監査手続の法的評価、すなわち職業的監査人としての裁量的判断が妥当であるか否かについては、結論が分かれることになる。

そこで、職業的監査人の過失認定、すなわち職業的監査人が注意義務を尽くしたか否かに際しては、「一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行」を、すべての職業的監査人に対して一律に適用するのではなく、個々の被監査会社が置かれている経営環境、業界の取引慣習、業態等の諸事情を考慮したうえで個別に判断するとともに、職業的監査人が監査手続を実施した当時の平均的な監査水準を基準として、自らの判断で選択した監査手続が妥当であったか否かを、事後的に評価せざるを得ないのである⁽¹⁹⁾。

なお、監査基準は、職業的監査人に対して「正当な注意」を課している（第二 一般基準3）が、この「正当な注意」は、民法644条にいう善管注意義務に相当すると考えられている⁽²⁰⁾。

（４） 監査業務における過失認定方法

職業的監査人の過失認定については、当該監査を実施した際に適用された「一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行」に基づき、平均的な監査の専門家として、自らの判断で選択した監査手続が妥当であったか

(19) 畑・前掲（注4）52ページ。

(20) 松本・前掲（注4）43ページ。

否かを、事後的に評価することになる。

職業的監査人は、監査報告書を発行するための合理的な基礎を得たことを示す十分かつ適切な記録を提供することと、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施したことを満たす監査調書を作成しなければならない。この監査調書は、職業的監査人が監査及び会計の専門家としての正当な注意をもって監査を実施し、監査報告書を作成したことを立証するための重要な資料となる。

そこで、原告は、かかる監査計画とこれに基づいて実施した監査の内容並びに判断の過程及び結果の記録である監査調書をもとに、職業的監査人が実施した当時の監査手続の妥当性を検証することになる。

例えば、監査上の危険性を把握するため、職業的監査人が、①被監査会社の内部統制環境を把握し、評価しているか、②内部要因及び外部要因等の観点から、主に前年度からの変更点を中心として、被監査会社の事業内容を把握しているか、③被監査会社に対する質問及び関係書類のレビュー等により、主要な取引サイクルごとに会計処理過程を把握しているか、④月次決算等について分析的手続を実施し、異常性の有無や固有リスクの有無等に関して当年度の動向を把握しているか。具体的には、直近の月次決算を査閲して前期あるいは前月との比較等を行い、変動があれば被監査会社に質問してその理由・背景を聴取することにより、当年度期末決算の大まかな動向、すなわち、増収方向か、減益か、などを把握しているか、⑤内部統制状況及び監査上の危険性に基づき、勘定科目ごと及び監査要点ごとに、固有リスクの有無及び内部統制の信頼性の程度等に基づき、内部統制の有効性検証をどの程度行うか、また期末の監査手続をどの程度実施するかという計画を策定し、これらの計画に基づき、実査・現場視察・立会・確認等の実施計画を策定しているか、⑥主要な取引サイクルについて、監査計画に定められた内部統制の有効性の検証手続を実施し、それを踏まえ、内部統制の検証結果を評価しているか否か等、財務書類の正確性を担保するために職業的監査人が具体的に実施した監査手続の内容が必要かつ適切なものと評価できるか否かが、監査調書

を通して検証される⁽²¹⁾。

このように、職業的監査人が実施した監査手続を、当該行為時の「一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行」に基づき、平均的な監査及び会計の専門家として妥当であったか否かを、事後的に評価する。そして、その評価結果が過失認定の判断につながるのである。

(5) 会計監査の限界と過失責任の有無の判断

会計監査には、以下のような限界が存在する⁽²²⁾ために、職業的監査人として注意義務を尽くしたか否かについては、かかる監査の限界を踏まえたうえで判断する必要がある。

(a) 試査を前提とする

監査においては、その効率性との兼ね合いがあり、被監査会社の保有する会計に関する証憑を全て確認・検証することは不可能であり、試査を前提とした監査手続が実施される。

(b) 効率性が要求される

わが国の上場会社のおよそ7割は、3月末決算であることから、これらの会社に対する期末監査は、4月中旬から5月中旬にかけて行われることが多く、かかる期間的な制約から、監査においては一時期に大量の監査のための人員が必要となるが、その人員にも制約がある。監査人は、監査上の危険を一定水準以下に抑えるために、かかる制約に加えて、監査契約において定められた監査報酬等を鑑みて、人員の配置及び実施する監査手続の選択において、有限な監査資源の効率的な最適配分を考慮しなければならない。

(c) 被監査会社の協力を得て行うこと

職業的監査人は、捜査機関や行政機関に認められているような強制的な捜査（調査）権限を与えられているわけではなく、むしろ被監査会社の協力のもとで成り立っている。したがって、職業的監査人の権限、調査の及ぶ範囲には、自ずと限界がある。

(21) 大阪地判・前掲（注3）107ページ。

(22) 大阪地判・前掲（注3）108ページ。

また、被監査会社以外の第三者に対しては、職業的監査人が調査する権利は一切ない。職業的監査人が被監査会社を通じて第三者についての情報を入手するには、被監査会社の協力や職業的監査人に協力する義務のない第三者の協力が必要であり、調査が被監査会社と第三者との取引上の関係を損ねる危険があることから躊躇されることが多い。

(d) 内部統制に依拠する

監査を効率的に実施しつつ、監査上の危険を合理的な水準以下に抑えるために、内部統制の有効性を評価した上で、内部統制に依拠した監査手続が実施される。

内部統制の有効性の評価に基づいて、監査手続を選択し、職業的監査人として十分な監査証拠を得た場合であっても、内部統制の有効性の評価に際して、経営者及び担当者が共謀して、監査人の評価を誤らせるような情報提供を行ったような場合には、結果的に、選択した監査手続が適切ではなく、監査証拠も十分ではなく、重要な虚偽記載を発見できていなかったということになる可能性が生じ得る。しかし、経営者や担当者の共謀による意図的な虚偽の情報提供が行われた場合には、職業的監査人において内部統制の評価を誤ったことについて、善管注意義務違反の問題は生じない。仮に、善管注意義務違反の問題を生じる余地があるとしても、被監査会社から監査人への債務不履行請求は認められない。

(e) 不正を防止・発見する責任は経営者にある

経営者は、財務書類を作成する責任だけでなく、適切な内部統制を確立・維持し、不正を防止し発見する責任がある。他方、職業的監査人は、内部統制の有効性を評価してそれに依拠することの可否及び依拠できる程度を判断して、監査上の危険の水準を合理的な程度以下に抑えるべく監査手続を選択し、十分な監査証拠を収集できた場合に、財務諸表についての監査意見を表明する。

不正は、通常、これを隠蔽するための行為、例えば、共謀、文書偽造、虚偽陳述などを伴う。このため、不正による重要な虚偽記載を発見できない

険は、誤謬による重要な虚偽記載を発見できない危険よりも高いため、会社の不正について職業的監査人による発見に限界がある。

さらに、経営者は、企業を誠実かつ適切に経営し、業務を遂行する責任を有しており、不正及び誤謬を防止発見する責任は経営者にあり、その責任は、適切な内部統制を確立・維持することにより遂行される。すなわち、監査は、経営者が不正を防止発見する責任を果たしていることを前提に行われるものであり、経営者自身が不正を遂行しているような場合には、監査の前提が崩れる。

無論、職業的監査人は、監査の計画及び実施過程において、不正又は誤謬による重要な虚偽記載が存在するかもしれないという職業専門家としての正当な注意による懐疑心をもたなければならない。

しかしながら、不正による重要な虚偽記載が財務諸表に含まれる危険性がある場合には、不正による虚偽記載の有無について「経営者による確認書」により確かめることとなる。経営者確認書は、財務書類の作成者たる経営者と監査人との協力関係を示し、もって監査制度に対する社会的信頼性をより一層高めていくためのものとして位置づける。職業的監査人の正当な注意による懐疑心といえども、職業的監査人が、財務書類に関する責任を分担しながら相互に協力し合う関係にある経営者を常に不正を行っているという疑いを抱くことは適当ではないことと、監査は、経営者の協力があって初めて有意義なものになることを意味している。

財務諸表の作成責任者である経営者に対して、常に不正の疑いを向け、経営者を最初から疑ってかかり、恰も自ら財務諸表を一から作り直すようなことは、監査基準や指針において想定されていないし、また、許される場所でもない。かかる前提の下で監査が行われる以上、経営者による不正を発見できないことがあり得る。

(f) 善管注意義務を果たしてもすべての虚偽記載は発見できない

取引先との共謀による不正や経営者自身による不正が行われることにより、職業的監査人がたとえ適切に監査計画を策定し、適切に監査を実施したとし

でも、不正及び誤謬によるすべての重要な虚偽の記載を発見できないことがあり、このことをもって職業的監査人の善管注意義務違反と評価することは許されない。監査人の善管注意義務が問題となりうるのは、不正による重要な虚偽記載が財務諸表に含まれる危険性を高める諸要因が存在し、それが職業的監査人に判明しているにも拘わらず、かかる危険性に思いを致さずに監査計画を立案し、監査を実施した場合等である。

以上のように、会計監査には、様々な限界（制約）が存在する。とりわけ、取引先との共謀による不正や経営者自身による悪質な不正等の発見は、困難を極めよう。したがって、職業的監査人の過失責任の有無の判断、すなわち、注意義務を尽くしたか否かの判断については、かかる限界（制約）が存在することを踏まえた上で慎重に判断しなければならない。なお、かかる様々な限界（制約）が存在する現下の監査制度のもとでは、不正を発見できないリスクも一定の範囲内で許容されよう。

4. おわりに

昨今の企業活動のグローバル化により会計手法が高度化し、それに伴い監査に関わる理論や実務も、より高度で複雑な内容に深化してきた。その結果、職業的監査人に求められる職能のレベルもまた、他の職業的専門家の場合と同様に、漸進的に高度化する傾向にある。職業的監査人が監査手続を実施する際には、相当の注意を払う義務を負う。したがって、監査手続の実施に際して、相当の注意を払わなかったために、粉飾決算を発見できず、結果的に会社に損害が発生した場合には、監査契約上の過失責任を負うことになる。しかし、職業的監査人の職務行為の特殊性ゆえに、会計監査人の職務執行行為に関する責任認定の根拠となる過失は、あくまで法律上相当な注意の内容・程度を基準として認定されるとしても、会計監査が専門的知識および技能を必要とすることから、当該行為時における平均的な監査実務や理論の動向をふまえた上で判定されなければならない。

つまり、職業的監査人が、当該行為時における「一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行」に依拠して監査計画を策定し、これに基づき監査手続を実施し、その過程において、平均的な職業的監査人に要求される程度の注意義務を尽くしたと評価されれば、責任を負わない。また、職業的監査人が監査に関する基準及び慣行に依拠して監査手続を実施したにもかかわらず、被監査会社が、職業的監査人に対して開示すべき資料を隠ぺいしたり、虚偽の説明をしたりするなどの妨害行為を行うことにより、結果的に財務書類の項目の中の重大な虚偽記載等を発見し得なかったとしても、職業的監査人は過失責任を問われることはない。試査を前提としている以上、職業的監査人に注意義務違反が認められるのは、あくまで監査権限が及ぶ範囲内ということになる。

ところで、国際会計基準（International Financial Reporting Standards：以下、「IFRS」という）は、2005年より、すでに EU 域内市場での統一基準として採用され、わが国においても2009年度から「選択適用」が認められ、上場企業への適用が義務づけられるかは2012年に最終判断されるものの、2015年または2016年から IFRS の強制適用が行われる予定のロードマップが示されている。

IFRS の根底にある考え方は、資産・負債の時価評価主義であり、その中心的概念が公正価値（Fair Value）である。IFRS の時価評価主義に基づく公正価値においては、経営者、あるいは財務報告作成者の裁量的判断が入り込む余地が格段に高まることが予想され、その結果、かかる判断基準を職業的監査人に求めることが多くなろう。また、かかる裁量的判断の基準が、第三者から見て、公正で合理的なものであることが担保されているかどうかということが問題となる。

また、IFRS が原則主義に基づいて作成されとなれば、フレームワークに従った会計基準となり、十分な解釈指針がないとされる。かかる状況の下で、会計基準の適用にはある程度の解釈の幅が発生する可能性があり、職業的監査人は、かかる解釈の幅がある会計基準に基づいて監査報告書を作成す

ることになるために、とりわけ、IFRSの導入において、職業専門家としての裁量的判断は重要性を増すことになる。

職業的監査人は、財務諸表監査を監査計画の策定、監査手続きの実施および監査報告における意見表明の手続きを実施する。かかる手続きにおいて、特に、職業的監査人は監査証拠、リスク評価、監査意見の形成、等において、監査及び会計の専門家としての判断を行う。職業的監査人は、かかる手続の実施過程において、職業専門家としての判断を行う。この職業専門家の判断は、監査実施過程の多様な局面で行われることになる。IFRSに基づく財務書類が原則主義に基づいて作成されることを考えると、経営者による裁量的判断が増加し、その判断も困難を伴うことが予想される。経営者が適切な会計処理に関する判断を行う局面が多くなれば、会計上の見積もりと同様に、事後的にその判断の適否が法的評価の問題となり、虚偽記載に関する係争事件に発展する可能性がある。また、かかる経営者による判断の適否を、職業的監査人として判断しなければならない局面も増加しよう⁽²³⁾。いずれにせよ、IFRSの導入に伴い、今後、職業的監査人は、より難しい裁量的判断を迫られることになると思われる。

(23) 越智信仁「IFRSによる見積もり拡大と経営者、監査人の責任・対応—重要性を増す裁量的判断過程への内部統制—」IMES(2010)5-6ページ、五十嵐則夫・町田祥弘「IFRSの下での財務諸表監査の課題」RIETI Discussion Paper Series 11-J-016(2011)8-9ページ。